

質問に対する回答について

工事名) 山形自動車道 R 4 鶴岡管内はく落対策工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	間接工事費算定の適用工種区分は「橋梁下部工（修繕）」と考えてよろしいですか。異なる場合は、適用工種区分をご教示ください。	入札公告（説明書）6-11「契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種」に記載のとおりです。
2	現場環境改善費の積算適用対象外と考えてよろしいですか。	特記仕様書 1 3 「現場環境改善に関する事項」に記載のとおりです。
3	コンクリート表面処理工に含まれる建設汚泥の数量をご教示ください。	コンクリート表面処理工に含まれる建設汚泥の数量及び処理方法については、協議の対象とします。
4	断面修復工において現地詳細調査の結果、はつりが必要となった場合は、その方法、数量および費用は協議事項と考えてよろしいですか。	現地調査結果による施工方法及び数量の変更が生じた場合は協議の対象とします。
5	図面番号 5 に記載の鶴岡橋 A1 の既設スマートメッシュの取扱いについては、方法、数量および費用は協議事項と考えてよろしいですか。	現地調査結果により、スマートメッシュ部の施工方法及び数量の変更が生じた場合は協議の対象とします。
6	特記仕様書 18-3 「断面修復工」について、コンクリート除去方法について特に記載がございませんが、ウォータージェットと手研りのどちらを想定して計上されているか、ご教示願います。	断面修復工にコンクリート除去を含んでおりません。 ただし、現地調査結果によりコンクリート除去が必要になった場合は協議の対象とします。